

第二十八回国会 衆議院 商工委員会議録第二十七号

昭和三十三年四月四日(金曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 阿左美廣治君 理事 笹本 一雄君

理事 加藤 清二君

有馬 英治君

川野 芳滿君

齋藤 憲三君

権名悦三郎君

中垣 國男君

伊藤卯四郎君

田中 武夫君

永井勝次郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員

文部事務官(社 会教育局長) 福田 繁君

通商産業事務 官(通商局長) 松尾泰一郎君

中小企業庁長官 川上 爲治君

委員外の出席者

大蔵事務官(大臣 官房財務調査官) 稻益 繁君

専門員 越田 清七君

四月四日

委員横峯重吉君辞任につき、その補 欠として帆足計君が議長の指名で委 員に選任された。

本日の会議に付した案件

中小企業金融公庫法の一部を改正す る法律案(内閣提出第一〇四号)

輸出保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六七号)(参議院送付)

国民金融公庫の主務大臣に關し大蔵 委員会に申入れの件

○小平委員長 これより会議を開きま す。

まず、中小企業金融公庫法の一部を 改正する法律案を議題とし、審査を進 めます。

本案につきましては、他に質疑もな いようであります。これにて質疑は終 局いたしました。

引き続き討論に入るわけでありませ んが、別に討論もないようでありますの で、直ちに採決に入りたいと存じませ んが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めま す。よつて、中小企業金融公庫法の一 部を改正する法律案について採決いた します。

本案に賛成の諸君の起立を求めま す。

〔総員起立〕

○小平委員長 起立総員。よつて、本 案は原案の通り可決すべきものと決し ました。

この際、阿左美廣治君外六名より、 本案に対し、自由民主党及び日本社会 党共同提案にかかる附帯決議を付した い旨の提案がなされております。この 際、阿左美廣治君に発言を許します。

阿左美廣治君。 〇阿左美委員 私は、自民党、社会党 共同提案により、本案に対する附帯決

議をつけたらと思うのであります。ま ず附帯決議の案文を朗読いたします。

中小企業金融公庫法の一部を改 正する法律案に対する附帯決議

中小企業金融機関の機構充実の必 要性は、独り中小企業金融公庫につ いてのみではないので、速かな機会 に、特に国民金融公庫及び商工組合

中央金庫の機構(役員)についても それぞれ強化の措置を講ずること。 以上であります。

この附帯決議の趣旨について、簡單 に説明をいたしますと、商工中金に は、現在副理事長というものは、定款 に定めてあるのみでありまして、法律 的に何もないのでございます。ただこ れは、副理事長というものが、仮定的 に定款に定めてあるだけでありまし て、公けの上におけるの制度におきま

しては、副理事長というものは、現在 ないのであります。しかし、これは今 後、大いにこの業務を拡張いたしてい く上におきましては、どうしてもこの 制度は必要と考えるのでございまし て、副理事長というものを法律の中に 置きまして、そうして相当の権限を 持つて、すべての処理を円滑にしてい

くということが、現在の中小企業金融 措置に對しますところの、最も適切な 措置と考えるのでありまして、今回こ れを法文の上に改めまして、中小企業 金融の円滑をはかるために、商工中 金の副理事長制を法文化したい、こゝう

いう趣旨でございます。

また、国民金融公庫にいたしまして も、最近非常に小口を扱うのでござい まして、いろいろの事務が非常な煩瑣 でございますので、理事の増員をはか りまして、そして、すべてこの小口の 零細業者に対するところの金融を円滑 にいたしたい、こういうことでありま して、それには、やはり理事の一名な いしそれ以上の増員を必要とする、ま たさういふふうには法を改める、こゝう いうような趣旨におきまして、自民、社 会両党の共同提案によるこの附帯 決議をいたしたい、こゝういふわけに

ございませぬ。

どうぞ御賛成をお願いしたいと思います。

○小平委員長 採決いたします。阿左 美君の御提案の通り決するに御異議あ りませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さ よう決定いたします。

この際、前尾通商産業大臣より発言 を求められております。これを許しま す。前尾國務大臣。

○前尾國務大臣 ただいま御決議にな りました附帯決議につきましては、御 趣旨、まことにごもつともと考えてお りますので、御趣旨に沿って速急に努 力をいたしたい、かように考えます。

○小平委員長 お諮りいたします。本 案に關する委員会報告書の作成につき ましては、委員長に御一任願いたいと 存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

このように、国民金融公庫が中小 企業金融上甚だ重要な地位を占めて おり、他方、政府關係中小企業金融 機関たる中小企業金融公庫及び商工 組合中央金庫の主務大臣は、通商産 業及び大蔵の両大臣となつてゐるに も拘らず、現行国民金融公庫法にお いては、公庫の監督その他の規制事 項に關しては、大蔵大臣の主管であ つて、中小企業振興育成の施策にあ たつてゐる通商産業大臣が関与し得 る規定がないのは、極めて実情に則 さないきらいがある。

国民金融公庫の貸付は、その九割 近くが普通貸付分によつて占められ ている。この普通貸付の対象となる のは、中小企業者特に零細企業者層 であつて、零細企業の資金需要が、 中小企業金融公庫及び商工組合中央 金庫を初め、他の専門機関によつて は充分に満たされ得ない今日、国民 金融公庫の果たしつつある役割は、 まことに大なるものがある。

このように、国民金融公庫が中小 企業金融上甚だ重要な地位を占めて おり、他方、政府關係中小企業金融 機関たる中小企業金融公庫及び商工 組合中央金庫の主務大臣は、通商産 業及び大蔵の両大臣となつてゐるに も拘らず、現行国民金融公庫法にお いては、公庫の監督その他の規制事 項に關しては、大蔵大臣の主管であ つて、中小企業振興育成の施策にあ たつてゐる通商産業大臣が関与し得 る規定がないのは、極めて実情に則 さないきらいがある。

国民金融公庫の貸付は、その九割 近くが普通貸付分によつて占められ ている。この普通貸付の対象となる のは、中小企業者特に零細企業者層 であつて、零細企業の資金需要が、 中小企業金融公庫及び商工組合中央 金庫を初め、他の専門機関によつて は充分に満たされ得ない今日、国民 金融公庫の果たしつつある役割は、 まことに大なるものがある。

このように、国民金融公庫が中小 企業金融上甚だ重要な地位を占めて おり、他方、政府關係中小企業金融 機関たる中小企業金融公庫及び商工 組合中央金庫の主務大臣は、通商産 業及び大蔵の両大臣となつてゐるに も拘らず、現行国民金融公庫法にお いては、公庫の監督その他の規制事 項に關しては、大蔵大臣の主管であ つて、中小企業振興育成の施策にあ たつてゐる通商産業大臣が関与し得 る規定がないのは、極めて実情に則 さないきらいがある。

国民金融公庫の貸付は、その九割 近くが普通貸付分によつて占められ ている。この普通貸付の対象となる のは、中小企業者特に零細企業者層 であつて、零細企業の資金需要が、 中小企業金融公庫及び商工組合中央 金庫を初め、他の専門機関によつて は充分に満たされ得ない今日、国民 金融公庫の果たしつつある役割は、 まことに大なるものがある。

このように、国民金融公庫が中小 企業金融上甚だ重要な地位を占めて おり、他方、政府關係中小企業金融 機関たる中小企業金融公庫及び商工 組合中央金庫の主務大臣は、通商産 業及び大蔵の両大臣となつてゐるに も拘らず、現行国民金融公庫法にお いては、公庫の監督その他の規制事 項に關しては、大蔵大臣の主管であ つて、中小企業振興育成の施策にあ たつてゐる通商産業大臣が関与し得 る規定がないのは、極めて実情に則 さないきらいがある。

よつて、国民金融公庫の主務大臣を、大蔵及び通商産業の両大臣とするより、速かな機会に、制度改正を行うべく措置せられたい。

○小平委員長 お諮りいたします。ただいまの阿左美君の御提案の通り、国民金融公庫の主務大臣に關し、大蔵委員に意見を申し入れることに御異議ありませんか。

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 次に、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○佐竹(新)委員 私は、輸出保険法の一部を改正する法律案に關連いたしました。輸出の問題についてお尋ねをしたいと思つております。問題は、昨年の十一月から十二月にかかけまして、私が前尾通産大臣にもたびたび申し上げました韓国の輸入の問題であります。これは日韓両国の会談が進められておるさなかでありますし、向うの漁民の感情を阻害してはならない。なお、日韓問題は、重要な問題であるから、これをすみやかに処理してもらいたいということを申し上げまして、通産大臣は、さつそく処置するように考へるといふ御答弁でありましたけれども、その後、輸入業者並びに全南漁連、韓国通商代表部、日本の通産省、それと生産者関係、水産庁関係に關係いたしまして、なかなかデリ

ケートな問題が渦を巻きましたために、ついに本年に入つて、先般通関がされたような事情でございます。しかしながら、この一億枚を輸入したということだけで事足らずして、この問題と關連いたしました。たしか昭和三十年か三十一年かに入りましたノリが、いまだに約二十万束ほど洪沢倉庫に置きっぱなしになっておるのでございませぬ。これはどういふわけでございますか。

○松尾(泰)政府委員 この無為替輸入の問題であります。無為替輸入につきましては、非常に慎重な態度をもつて臨んでおるのであります。御指摘の、この韓国ノリの、無為替輸入の問題につきましては、ただ単に、無為替輸入といふことではないのであります。いろいろの事情で生じた韓国に對する債權の回収であります。われわれとしては、現金で回収をするということが望ましいのであります。なかなか現金では送り得ない、あるいはノリ以外の商品についても、なかなか回収ができないといふことで、いろいろ時間をたちますし、結局、ノリでもつて債權を回収せざるを得ないといふようなことになりまして、許可をしたのであります。なぜノリを選んだかといふことについては、この現金あるいは他の商品については、いろいろ再々指導してやらせまして、なかなかうまくいかぬといふことになつたのであります。他方また、せつかくある債權を、そのままに捨てておくわけにもいきませんし、為替管理法の建前からいつても、債權の回収はいたさなければならぬことであるので、やむを得ざる措置として

ケートな問題が渦を巻きましたために、ついに本年に入つて、先般通関がされたような事情でございます。しかしながら、この一億枚を輸入したということだけで事足らずして、この問題と關連いたしました。たしか昭和三十年か三十一年かに入りましたノリが、いまだに約二十万束ほど洪沢倉庫に置きっぱなしになっておるのでございませぬ。これはどういふわけでございますか。

然その当時に備給調整協議会で話し合われました一億のワックで、日本の輸入業者が、韓国の窓口一本でありますところの全南漁連といふノリの組合に、日本の通産省の方でL.C.が開設されたから、そこでわれわれは契約するといふ、この日本側の業者と全南漁連との間に契約をして持ってきたものであります。しかし、ノリは、いつも私が申し上げますように、ごたごたもめめす。国内に入つてくると、もめる。ちやうどそのときも、その契約に基いたノリを引き取れば、今日洪沢倉庫に、もう四、五年もほつたらかしてあるノリが残つていないのであります。そのときに、どうしたものか、韓国から成規な手続は、向うは出港証明は確かにとつておりますけれども、韓国の國のことでありますから、いろいろ税関を買取してみたりして、あるいは係員を買取してみたりして、日本には密航で入つてくる。いわば出港証明はとつておるけれども、密航のような船がたたくさん、ノリやその他のものを積んで日本の港に入ってくる。日本の方では、これが出港証明を持つておる限りにおいては、どうしても保税倉庫に揚げさせないわけにいかないから、通関の手

続はしないが、保税倉庫に揚げさせておる。こういうノリが、やはりその当時、三十一年にあつたわけでありませぬ。これは、そういうことで来ておりますから、非常に安いノリであります。そこで、全南漁連と契約したノリよりは、その方が大体半値で買われるからといふことで、割り当てられた外貨を返して、無為替でもつて入れたわけでありませぬ。これは伊藤忠を初めとする大手筋の商社が、安いというノリを入れました。それがために、結局最初に契約して持ってきたところの全南漁連のノリが、それだけ残つてしまつた。ところが、ノリの問題は、いつも輸入するときには、備給調整協議会で、生産者側と、ちやうどごたごたと同じように、もめるものであります。おそろく四年くらい洪沢倉庫にこの品物があるわけでありませぬ。をただせば、一体どこに責任があるのであるかといふと、私は、私はどう考へてみても、そういう業者が、一たん契約をして持ってきたものを、さうして密約を履行せずして、さうして密輸で入つたものを、値段が安いから買いたいといふことでそれを買った。この無為替輸入を許可した一番の責任は通産省にあるので、私は水田通産大臣、石橋通産大臣、この両大臣の当時、委員会におきまして、無為替輸入の問題については、再三再四繰り返して答弁を求めておりました。速記に残つております。無為替輸入はやらな

わけてです。そういうようなのに、業者から手が回るか、あるいは有力者が動いたか知らなければいけません。そういうものを入れたために、残つてしまつた。こういう形になつて、いまだに残されておる。私は、この責任は、無為替輸入を許可した通産当局の方にあると思ひますが、そのいきさつについては、詳しく御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐竹(新)委員 それは通商局長が、無為替という責任を負わぬ立場から、焦げつき債權に對する処理のために、そういう手続をしたといふわけでありますけれども、しかし、この問題に對しては、三十一年の十一月十一日に、本委員会が、私が、今、通関手続をとつております韓国ノリの問題について、相当長い時間質問しました。それに關連しまして、ここにおります加藤清二委員が、関連質問をされておるのであります。このときにも、それでは、インドネシアやフィリピンでも、相当に焦げつき債權があるが、みなさういふようにして、無為替輸入でその焦げつき債權の処理をするのであるか、こういう質問までしておるのであります。それと同時に、あのときの、焦げつき債權といふ形にはしてありますけれども、それはさういふような形式をとつただけであつて、実際には、あのノリの入つてきたときの事情は、あはよく知つておるのであります。と申しますのは、これは、何も國際産業や、それから山口県の網元が關係をしたノリではないのです。持ってきたノリといふものは、さういふノリではない。私の友人に、大矢省三君という人がおられます。この大矢省三君の友人が、大池といふ日本名を持つておられます。朝鮮人なんです。この朝鮮人の人が、ちやうどそのころ、密輸で入つて困つておるのだ、向うは出港証明をとつておるのだ、困つておるのだ、一つこのノリの処分をしてもらいたい。大矢君はさういふことがわかりませんから、私のところへ言つてきた。私も、わからない

てさういふ事柄でございます。二

ナと同じように、国が差益金を取つて、その暴利を業者にもうけさせます必要はない。品物が少ないのです。暖冬異変で、国内の生産は非常に落ちておる、そこへ持つてきて、入れるのが一億という限度にしたいものでありますから、国内はノリ不足なのです。そういう関係で、値段がべらぼうに高くなつておる。一例を申し上げますと、先般通関されたノリが八十セントです。その八十セントのノリを、どうしたものでかー私も、きょう小笠君に出てもらいたいと言つたのですが、今度、国内で通関手続をとつて取り扱ふ業者は、いろいろなインポーターがおるわけです、それに直接取り扱はせたらどうか。通産省がそこまでテコ入れをして、中に入つていろいろなことをする必要はない。輸入業者に、勝手に保証金を積ませて、そして取るようにしたらいのだから、参考資料まで小笠君に出した。そしていろいろ話をした。いや、こんなことがあつたとは、おれは初めて聞いた、初耳だ、それはいかぬということで、その書類を持って帰られたわけです。そうしたところが、今度どうかという、一物一本にして、ほかの業者はみんな白紙委任状を書かして、それでもつて一物が一手に代行した。そしてインポーターの仕切りは、何ぼで仕切つておるかといふは四百四十円、四百四十円で、インポーターはそこでも利益をとつておるわけです。これらに対する手数料とか、いろいろな諸掛りは、ほとんど全南漁連に背負わして、インポーターは、そこで十分な利益をとつておるわけです。それを承知で、四百四十円で仕切つたわけです。今度一物が問屋

に売るときは、何ぼで売るかといふと、五百円で六十円、百万束あるから六千万円というものは、ここへ持つていつてもうかるわけです。これは、問屋からすでに話をしておる。私は、小笠君に電話をかけて、やかましく言つたために、そんなことをしたら、幾らでもノリがつり上るじゃないかといふことで、今、一時、話が中断しておるような状態です。あなた方は、うしろで相談しておるが、あなた方は知つておられるか、あなたの方のところに業者が行つて、その六十円をとるのはいけない、そんな高いのをとるのだったら、われわれの方に返してくれ。六十円は、一体何の金になつたのか。うがつた人間が言へば、その六千万円の金は、知らなかつたら、どこかここに持つていって、分配されるのではないかと、悪いうわさまで飛んでおる。そういうようなめちやくちやなことをして、通産省は、一向それをやりつぱなしにしておる。そんな、代行して一手でもつて取り扱ふようなことをやると、必ず前のバナナの加工組合のときの問題と同じような轍を踏む。そして迷惑を受けるのはだれかといふと、これを食ふところの消費者である。このようなことを、どうして通産省ではやりつぱなしにしておくのであるか。もちろん、通産省が許可して入れさせたものであるから、国内の値段は、そういうようなめちやくちやなことをしてはいかぬと思う。そういうふうな業者がもうかるものであつたら、ここで差益金をとつて——ノリは、いろいろな品種がどうだこうだといふので、差益金をとるのはむずか

しいが、国がつた方があつさりする。そんな大きなもうけがあるなら、バナナと同じようにとつたらいい。ノリも、同じように解決される意思があるかどうか、この点を通商局長から御答弁を願いたい。

○松尾(委)政府委員 えらくめちやくちやをやつておるといふあれでありませんが、決してわれわれは、そういうふうなことを考へていないのであります。あの当時におきまして、輸入を第一物産に委託するといふ条件をつけましたのは、確かにわれわれの方であります。十名のそれぞれの業者と決済するのは、非常に手間もかかるし、何とか一本で引き取つてくれなかつたという希望もありましたし、また、今、先生、御指摘のように、韓国側に対する支払を迅速にやるためにも、ばらばらにやるよりは、一本にやつた方が迅速にいくのじやないかといふことで、業界の同意を得まして、輸入の委託を第一物産にさせたのであります。これは、あくまでも輸入段階までのことでありまして、入つてきたものの国内販売まで、第一物産に委託したわけではないのであります。従いまして、今、御指摘の四百四十円で輸入業者には仕切つて、五百円でまた売つて、六千万円云々と言われましたが、そういうふうな動きもあつたように、私も承知はしております。しかし、これは需給調整協議会もあり、その中に輸入部会もありまして、輸入部会で、そういうことにしようといふ皆さんの同意があれば、われわれはけつこうであります。特定の人にそういう仕切りをするといふことは、若干問題もあろう

かと思つてあります。従いまして、一括して特定のものに販売をするといふことにつきまして、輸入部会の総意があるならば、それをやめた方がいじやないか。現物で引き取りを希望される輸入業者につきましても、それもいじやないかといふふうな点で、われわれの方は行政指導をいたしておるのであります。本来ならば、これは輸入物資の国内流通の問題でありまして、農林当局の所管かとも思つたのであります。農林当局とも相談をいたしつ、輸入を許可したわれわれの事務の延長といふふうな意味で、そういう指導をいたしておるのであります。従いまして、六千万円を特定の社が一人占めにするといふことは、絶対許されないのではないかといふふうな考へておりました。今、そういうふうな事情で、この輸入部会で、事実、相談をしておる最中かと思つてあります。

最後の、今税関に残つております約二十万束の処理につきましては、われわれとしても、いろいろな経緯は別税関に残るといふことは、けつこうなことではないわけでありまして、できるだけ早く処理をしたいといふふうな考へておりました。率直に申しまして、去年の秋に、今の一億枚というものが処理されておりましたならば、この二千万枚ももう少し早く処理できたかと思つておるわけですが、この一億枚の分が、非常に引き取りがおくられて、四月以降に処分が行われておるといふふうな状況でありますので、また、今御指摘のように、国内のノリの価格も非常に上つておることは事実でありますので、われわれとしましては、一日も早く農林当局とも相談しつ、国内引き取りのできるように処置したいといふことで、目下農林当局と折衝中の段階でございます。

○佐竹(新)委員 局長は、需給調整協議会、あるいはその中の輸入部会というもので、これは話が円滑にいくといふようにお考へになつておることは、私は、大体今まで考へてみると、あのうたがはして、いつももまされたのは、需給調整協議会といふものが、今年度は国内生産がのくから、政府に對して、輸入に際しては、生産者の国内値下りをさせてはいけないから、この程度にしたいといふことである。しかし、今度ずつと、前尾通産大臣も御承知のように、昨年入つてきて、期日前に入つてきたノリが、たがしたものは何かといふと、要するに、八十セントでL Cが出ておるわけですが、それを四十セントから六十セントに値切り倒そうとする相談ばかりしておつた韓国側から持つてきた方は、漁民から預かつておるものであるから、そんなに値切られてはいけないからといふことで、聞かない。それで日にちが過ぎてからに、ノリを入れてはいけなかつたといふ時期に持つていって、入り込ましてしまつておいて、そこでまたたこうといふ、こんな値段を、いかに何とはいひながら、相手の国のあることです。特に日本は、韓国から輸入するのは千二百二十万ドル、六千八百万ドルといふものは韓国へ出しているわけです。それだから、日本側が輸出超過になつておる。お得意先なのだ。そ

うしてまた、李承晩ラインとか、向うに拿捕留置されている漁民とかいう関係で、政府は一生懸命、今、日韓会談を再開してやろうとしている。こういうやさきに、日本へ持つてきたものが値切り倒されて、期日はなされていく。これはみな、韓国側がその間の金利を負担しているのです。そういうふうなことは一つもやらずに、ノリの問題なんかという、もうけが荒いものだから、ごたごたもせ詰めていく。こんなことをすれば、今、ちょうど向うは総選挙です。全南漁連の理事長も立候補している。相当大きな政治力を持つているのです。対日感情といふものは、ますます悪化してしまふということになる。こういう問題は、やはり需給調整協議会の行き過ぎである。需給調整協議会は、そういうごたごたを、そこを一つの根城として、そうしてやつて、その結果、入れたものがどうなるかという、国民の消費する値段が高いものにされている。いわゆる厳密な意味からいえば、物価のつり上げです。物価を倍にもその上にもして、ほとんどもうけをとる。そうして物価のつり上げをしてしまつていく。消費者は、高いものを食わなければならぬ。またこの問題が起きますと、同時に、ごたごたもめるのは、どういふことかという、これは生産業者の側に立つ農林委員会の方から牽制されて、水産庁と通産省と話し合ったときに、どうも話が進まぬという、こういう形になる。だから、こういう問題は、委員長にもお願いしておきますが、商工委員会は、消費者の立場に立つ、中小企業の立場に立つ。向うは生産者の立場に立つているのです

が、今、一方的に、商工委員会は無視されてしまつていく。そうして、農林委員会のごく一部の人が、ノリといつたらきまつているが、そういう人が、農林省へ行つて圧力をかける。そういうことによつて、ごたごたして、不明朗なことはかなりやつていくということでは、根本的に考え直さなければいけないと思ふ。だから、今の起きた問題は、そういうものがごじれて、ここに堆積されてきている。だから、私は、輸入課の課長にしても、係長にしても、班長にしても、あまり業者の中に介入し過ぎてはいけません。介入し過ぎてあなた方が何は隠しても、私は、こう知つていく。今度の問題でも、介入し過ぎていく。一物に持つていつてやらしたり、これは業者があなたのごとくに陳情に行つて、こうしてくれといつたのではない。あなたの方の指導によつて一物に結びつけて、信用状を書かしている。そういうことまで介入してやる必要はない。あなたのごとくでは、ちゃんと与えられた行政措置によつて監督していけばいい。介入し過ぎると、物価が高まつたりなんかするよくなことに、自然持つていかなければならぬ。自然の中へ巻き込まれてしまふ。それは、もちろんえらい人が来て、こうせい、あせいと言われれば、それはやらなければいけません。やらずにおれば、首にかかるといふことがあるかも知れませんが、私は、大胆率直に、そういう考えを持つたに、与えられたことをやつていつて、ここに不明朗な点があるといえれば、上司と相談して—大臣や次官や、局長さんに話してみると、つんぼさしぎに置かれてしまつてわからぬ。

ごまかい問題だから、わからぬのかもしれないが、しかし、この商工委員会で、われわれが発言をしなければならぬようになり、こういう国会の問題になるということになれば、そんなことでは済ませません。責任を感じなければいけない。私は、みなまでここで言いませんが、どの程度まで介入しているかは、私は、私の方から情報があるわけですが、それは業者からもあれば、問屋からもある。韓国通商代表部からもある、全南漁連からもある。どこからもみな来ている。あなたの方でどういふ話をしたために、こういうことになつたか、みな知つていく。だから、この問題は、もはや公けの問題になつていくのだから、今局長の言われるように、私が前に言つたように、そういうような横から割り込んで入つたのを許したという形になつていくから、早急に政治的な解決をつけなければいけないと思ふ。もう一度通産大臣の御答弁をいただきたい。

○前尾国務大臣 ノリの配給の問題につきましては、行政官庁も、農林省と通産省に分れております。また委員会との関係で、国会の方のおつしやる点も、私の聞いておりますところでは、農林関係の方々の考えと、通産関係の方の考えと、食い違ひもありまして、その間ごたごたしておるということでは、いなめない事実だと思ひます。従いまして、これは根本的にやはり考えなければならぬのであります。また需給調整協議会につきましても、根本的に考え直さなければ、毎年こういうふうなことを繰り返すということに相なると思ひます。従つて、これらの問題を深く掘り下げて、今後の方針を考えますととも、ただいま起つておりますような、倉庫にはりり込まれておるような問題につきましても、あわせて早急に解決するような方策を考えたい、かように思つております。

○松尾(参)政府委員 ちよつと補足させていただきますが、今、通商局輸入課の者が深く介入をし過ぎておるといふ御指摘でありましたが、私は局長といたしまして、それは考えておりました。できるだけ個々の取引については介入しないという方針で、従来参つておるのであります。ところが、率直に申し上げ、役所がある程度の指導をしないと話がまもらないことは、先生も御存じの通りかと思つてあります。利害の相対立する者が需給調整協議会を結成しているということ、昨年来、価格の交渉について、いろいろな問題があつたことは、十分御存じだと思つております。その際におきまして、いろいろ輸入行政官庁としまして、あまりにもだらしな過ぎないか、少しも指導もできない。日韓貿易の重要性を説きながら、なぜ一億枚くらいのノリの輸入がやれないのかというふうな、おしかりもあつたのであります。われわれは、許可している以上は、あまり個々の価格に介入してはいかぬということ、実は傍観しておつたのであります。案の定、話がまとまらないといふことで、ここにおる韓国側の代表部からの強い要望もありまして、ある程度こういうことでどうだといふ調停役に入つただけであります。最初の段階におきまして、一物を一元的に輸入委託者にするという問題も、これをいたしましたんければ、私は率直に申しまして、まだあの一億枚のノリの輸入の解決はしておらぬと思つてあります。こういうよりよい方向によつて、何とか早く解決をしたいという、われわれの誠意のところは、御了解を願ひたいと思つてあります。深く介入して、何か業界と特殊のコネクションがあるような響きを受けましたが、ここに輸入課長も、担当の班長も参つておりますが、決してそういうことではない。われわれは、誠心誠意この問題を早く解決をする、また韓国側の希望にもある程度沿ひたいということ、誠心誠意処置をして参つておるのであります。そのためには、ある程度一部の業界からは批判は受けると思ひますが、けれども、全然われわれが拱手傍観しておれば、問題は進まない。だから、必要最小限の介入をしたというふうな御理解と御了解を願ひたい、こう思つたのであります。

○佐竹(新)委員 私は、何とぞを含んで言うのじゃないのです。もちろん通産省が指導監督されることはいのですが、必要以上に介入をされるの四百四十円で仕切つて、それが今度五百円で一物が問屋へ出さる、出しておるといふ。私は小笠政務次官に電話をかけて、大へんなことをしようじゃないか。一物も、もちろんインポーターの一人だから、これがみんな輸入して、相当な手数料の利益を取つておるわけだ。取つて、問屋へ御すのに六十円というものをやつたら、これはだれが分け前を得るのか。これは六千万円が宙に浮くという結果になる。だからこそ、あまりひどいことをするといふので、輸入課の中西さんのところへ輸入業者の連中が行つて、あまり取

り方がひどいからということ、強く陳情の形で言っておるということ、一物というのを持っていて、白紙委任をさせて、そして第一物産が取扱の代行をやるといふ形にしてしまふから、そういうことがなされる。これは、このごろであつたら、おそらく五百円に売って、六千万円というものがここに浮いてきておる。六千万円を、一物一人で取るということじゃない。一物としては、何か腹があつて、また次の品物をやろうという考えがある。そういうようなことを、業者みずから、あまりひど過ぎる、というのです。この間も、松尾局長が言われたじゃないですか。もしそういうことがあつたのであつたら、インポーターの方に割り当てると言ふが、私はそうじゃないと思ふ。そういう六千万円もなにしておつたら、これはまた消費者に引つかかってくるのです。それで、市中のノリは、これから花見なんかで、巻きすしをこしらへたりするので、相当上る。そういうことなら、六千万円というものは厚生省へ持つていって、慈善事業にでも寄付したい。そんなものをもつて消費者に引つかけては困るといふことを私が言った。そのくらいにしなければいけません。そういうことは、ここできれいな答弁をされませんが、私は、介入にも指導監督にも、限度があると思ふ。役所のやるべきことをやつたらいい。それを必要以上に入つてやるから、そういう結果になる。

これは通商代表部が、韓国のいわゆる全南漁連から委任状をとつて、それで今の韓国銀行が金を貸しておられます。韓国銀行は代表部との話し合いになつて、全南漁連は、これで販売権も何も無い、代表部と話し合つて、一とで、代表部と中西さんの方が話をされたのです。全部わかつておる。だから、そういうようなことについて、結局、こんな不明朗な問題が役所の中でうわさされるだけでも、よくない。そういうことをやらないように、ここで差益金を取る、それからまた、場合によつては商工委員会の皆さんにお願いして、この農林委員会の決議をたてて、この農林調整協議会でこんな不明朗なことをやられるのだつたら、消費者の立場からも、商工委員会で決議をとつて、商工委員会と農林委員会と話をし、今後こんな不明朗なことはしなす、今後こんな不明朗なことはしなす、お願いしたい、とふうにして、できるだけ末端の消費者価格を安くして、もう一方に持つていって、もう一方が一番いい。だから、私は、こうなつてくれば、今の需給調整協議会とか、あの中にあつたところの輸入部会とかいふものを、あまり信用しておれない。何をやってゐるか、わけがわからぬ。だから、そういう点について、今、通産大臣が言われましたように、もう、四、五年もほつたらかして、トラブルを起しておるというやうなことがないように、それから、もうこれからは、入つた品物、たとい横から入つてきても、全南漁連というものは、窓口が一本になつておるのだから、そのほかのところから入つてきたものも、業者の背景に政治家が介在して、そういう圧力で頼むというやうなときには、通産省の輸入課が動かぬやうにしてもらふと、問題が起つてくる。これは、今のあなた方の責任じゃ

ない、前からずつと堆積された問題ですが、幸いにして前尾通産大臣がいろいろ農林省側とも話されて、ことしはノリが不足しているから、一日も早く入れてやつて処理してやるというやうにして、日韓会議なんか悪い感じを残さないやうにしていただくことを、特に申し上げまして、私の質問を終わります。

○小平委員長 加藤清二君。
○加藤(清)委員 私、この際、ただいま審議されております輸出保険法の一部を改正する法律案並びに参議院へ送付になつております日本貿易振興会法案等々に関連いたしました。本日、主として映画の貿易関係についてお尋ねしたいと存じます。

御承知でございますが、すでに本年度の上期の外貨割当が発表されております。その外貨割当、特に映画輸入の方針というものは、その目的が、外貨の流出を防止する、という点と、共産圏映画の侵入を防止する、という点と、当初始められたわけでございますけれども、その結果は、今日では、アメリカ映画輸入の偏重となり、占領時代のマッカーサー政策そのままの継承、その発展は、やがて映画輸入に關しては、植民地扱いをされておる、という感じが深いのでございます。そこで、まず第一に承わりたいのは、この映画輸入をされる場合の外貨割当の基準と方針、次に、今年度の割当の金額は、一体どれほどであるか、これをぜひ明らかにしていただきたいのでございます。と申しますのは、すでに御承知の通り、五六年度の映画入場人員を調査してみますと、まさに十億一千万人でございます。これは、前年度に比

較いたしますと、二・八％の増となつております。なお、その際の入場料を調べますと、これが八百八十二億というところに相なる。これまた、前年度比一・五％の増と相なつておる次第でございます。つまり、十億の入場人員というものは、日本国民が、少くとも一年間に十回以上は、入場料を必要とする映画館に入つておるというところでございます。一年に一人の人が十回以上接触するということは、これは国民生活にとつて、重大なる影響を持ち、国民もまた関心を持つておるという証拠である。そこから水揚げされる金額が、一十億になんとなつておることは、これは日本経済にとつても、また重大なる問題でございます。

それが、巷間伝えられるところによりますと、輸入映画の割当方式なるものが、まるでマッカーサーの占領時代そのままの姿であつて、独立した日本の姿は、どこにも見受けられない。こういうことでは、政府側としても、内心じくじたるものがあるだろうと思ひます。そこで、先ほどお尋ねいたしました諸点を、まず承わりたいのでございますが、これは主として大蔵省と、できるならば、外貨割当の基準、方針という点だけは、通産大臣にも御所見を承わりたいのでございます。

○稲益説明員 お尋ねの外国映画の輸入方針、割当方式でございますが、簡単に申し上げますと、現状は、前年の割当本数と配給収入というものを七、三の割合で按分して出しまして、それで各業者別の割当をやつておるのであります。ただ、一言申し上げたいと思ひます点は、御承知のように、これは昭和二十六年に、司令部から大蔵省が引き継ぎまして、以来、今日までこの輸入方針、輸入割当方式でやつて参つておるのであります。その間、全然変更がなかつたかと申しますと、私どもとしては、私どもなりに、できるだけ実情に合うやうな変更は、行なつて参つたつもりであります。たとえば、当初におきましては、個別に割当をいたしておつたものを、現在におきましては、外貨予算によりまして通貨別に、いわゆるグローバルと非ドルとローバルと申します場合には、いずれの国の映画を輸入しても差しつかないという制度になつておるわけでありまして、その他、本数につきましても、いろいろ外貨事情の窮屈になるに従ひまして、若干減少いたしておりますが、こういう点も、どこの国の映画に最も多く響いたかという点は、実績的に見ますと、やはり米国画に一番多く響いておるといふやうな点も言えると思ひます。お尋ねの、根本的な割当方針というものが、こういう改革では非常に手ぬるいというお説は、大へんごもっともでありまして、私どもといたしまして、今回、この外国映画の輸入につきまして、いろいろその方針なり、割当の方式なりをきめまことに当りまして、従来設けておりました外国映画の連絡協議会というものがございまして、その中に、輸入部会というものを設けておるわけですが、この輸入部会の委員は、従来は五名の方にお願いしておつたのであります。さうらに五名の方を追加をお願いいたしまして、実は本日午後、その第一回の委員の皆様方の御意見を伺つて、三十三

年度の新しい輸入方針を決定して参りたい。その際に、ただいまお述べになりまして、従来いろいろ反省すべき点、そういう問題点をあげまして、十分御審議をいただき、その御意見を尊重して新しい方針を決定したい、かように考えておるわけです。

○加藤(清)委員 この時の外貨の金額が抜けているのですが。

○稲益説明員 実は外貨予算は、貿易外の項目ごとで、映画だけとしては、決定的になつておらないのであります。が、大体、現在私どもが映画関係で一応予定しています金額を申し上げますと、上期の外貨予算で四百万ドルであります。

○加藤(清)委員 その外貨割当の基準と方針について、通産省の考えを……

○松尾(憲)政府委員 映画につきましては、大蔵省所管でありますので、先ほど稲益財務調査官から御答弁の通りであります。一般的に申しまして、外貨予算の編成に当りましては、そのときどきの為替の事情によりまして、若干の変動はやむを得ませんが、根本の方針としては、できるだけ貿易自由化の線に沿いたいと存じまして、A.A.制を拡大をする、また割当物資につきましても、グローバル制を拡大する。言いかえてみますと、国別等につきましても、制限は、できるだけ撤廃をして参るといふことになつておるのであります。具体的なそれぞれ物の物資の割当につきましては、グローバルのものにつきましては、国別の制限を全然いたしませんで、どの国から入るのも、もちろん自由であります。

もちろん、その通貨上の制約のあることはやむを得ないのであります。個々の割当をする基準といたしましては、大ざつぱりに申しまして、需要者、すなわち、その輸入物資を原材料として使用製造業者に割当をするやり方と、それから、いわゆる輸入実績を持つておる輸入業者に割当をいたしますやり方と、両者を併用するやり方と、その三つを物資ごとに適当にあんばいをしてやつていくというのが、現状でございます。

○加藤(清)委員 この外貨割当を行つに当りましての基準、方針というものは、大体わかりましたが、それは一体条約で行われるのか、法律で行われるのか、それとも行政措置なのか、特にアメリカに対する割当というものは、法律、条約以外に、強制されるような趣きがあるか、われわれのわけでございますが、一体その割当を決定なさる場合に、何を基準として行なつておるのでございませうか。

○稲益説明員 先ほどちよつとお答え申した中にありますが、前年度の実績、その中で映画の本数と配給収入、これがある割合で按分しましたその実績によつて、業者ごとの割当をいたしております。

○加藤(清)委員 そうすると、これは条約でもなければ法律でもない、こういうわけですね。行政措置で行われる、こういうことですね。

○稲益説明員 その通りであります。○加藤(清)委員 それでは、次に承わりたいことは、今、あなたのおっしゃいました方針によつて行われた結果、去年は大体外映が百八十本入つておるはずでございます。ところでメトロ、

フォックス、パラマウント、ワーナーという、いわゆるメジャー系十社でもつて百本の余を占めておる。六〇%以上でございます。ここが上げました取益は、千八百万ドルの余に相なつております。それが本国送金二〇%、蓄積金が八〇%ということに相なる。その蓄積金のふえた、やり場所のないものが、やがて電源開発に、すなわち、通産省所管にも、大きな影響を及ぼしているわけでございます。一体、戦後米國から輸入された映画の本数、米國の取得された外貨の金額、蓄積金の一覽と、その合計税金額と徴税方法等の資料をお持ちでございますか。お持ちでございますらば、御提出願ひたい。もし、なければ、後刻でもつけようでございます。

○稲益説明員 ただいまこれには持ち合せておりません。後刻提出いたしました。

○加藤(清)委員 それでは、本件の真相を熟知し、しかも、あなたのおっしゃいましたように、今までの方針の悪かつたことを反省して、これを直そうという意図があるならば、ぜひとも今私の要求いたしました資料、これは、当然のことながら、検討をいたさなければならぬ資料でございます。この際、本委員会にも至急御提出のほど、この際要望しておきます。

次に、実績割当ということでございますが、これは前年度の実績に準拠する、こういうことに相なつておるようでございます。前年度に準拠するといふことは、だんだんさかのぼつていくと、マッカーサーが占領していき、すなわち、諸外國の映画フィルムを日本人が自由に購入できなかった時

代の実績が、そのまま継承されていると思ひます。その結果は、アメリカ・フィルムを輸入する業者は、ほとんどアメリカ人で、日本人はごく少数しか加わつておりません。従つて、アメリカ・フィルムの外貨割当の逐年増加は、やがて外人業者の利益擁護と相なつておる。しかも、それは日本人に對する不利、不公平な待遇という結果に相なる。同時に、今や邦人業者の死活問題にまで相なつております。後ほど、その実例を詳細に申し上げます。御了解いただきたいと存じます。が、結局は、この前年度の実績に準拠するといふことは、ハリウッドの保護策といふことになつておる。しかも、その結果は、その目的としておる外貨流出を防止するという方法の、全く逆の結果を來たしておる。また、とかく問題をかもし批判のある蓄積金は、ふえる一方であるが、この実績準拠という基本方針について、大蔵省として、どのような感じを持つていらつしやるのか、この点、承わりたい。

○稲益説明員 実は私も、実績基準が必ずしも最良の割当方法でないといふことは、常々感じておるのであります。が、こういう非常に特殊なものであります。一本の映画割当から、うまいくと、かなり大きな収入が上るわけですね。従つて、そういうものについては、需要と申しますか、割当希望が非常に大きいわけですね。そういうものを割当する際には、新たに理論的な基準を作ることは、はなはだ困難なわけでございます。従ひまして、ある意味では便宜に出したという点は、あるらうかと思つております。が、やむを得ず実績を尊重して参つた。その間、

若干それに影響を与えたと思ひます。たとえば、優秀映画を入れた場合には、ボーナスとして割当増ととか、若干実績のみでない要素が入つておるといふ点を申し上げたわけでございます。

○加藤(清)委員 私は、あなたの実績主義、特に本数実績主義というものが、占領政策そのまゝを継承され、それが逐年増加されているといわれておるが、事実またさうなつておるが、これに對して、あなたはどう考へていらつしやるか、大蔵省としてはどう考へて持っているか、こういうことを聞いておる。

○稲益説明員 三十二年度までによつて参りましたことは、先ほど申し上げましたように、やむを得なかつた措置であると思つております。

○加藤(清)委員 やむを得なかつたといふことは、悪いといふことを知りつても、いたし方なく実行してきた、こういうことでございます。○稲益説明員 ほかによるべきよい方法がなかつたといふことであります。○加藤(清)委員 そうではないでしよう。大蔵省にいらつしやる人は、みんな頭のよい人ばつた。全国で一番優秀な者が集まつていらつしやるでしよう。しかも、お隣りにいらつしやる松尾通商局長は、外割の方針がかくかくのごとくあると思つて、すでに折衝を重ねていらつしやる。にもかかわらず、悪いと知りつても、幾らばかでも、悪いと知つたら、これを改めなすわ。ところが、十年の方それが改められず、逐年増加していったといふかげには、何ぞあるような気がいたします。あなたたちの良心を、あえてまげ

てまでも、そうしなければならなかつた理由が、一体あるかないか。あるとすれば、それを除去すれば改まるというても、改まらないだろうと思ひます。あなたの手で除去できなかったら、われわれの手で除去しなければならぬと思ひます。従つて、その点をお尋ねするわけでございます。一体、あやまちだ、悪かつたこと知りつつも、なおほかに方法がなかつたのではない、あつてもやらなかつたという理由があつたはずでございます。それはいかがですか。

○稻益説明員 たいはい申し上げましたように、私どもとしては、これが一番よい完璧な方法であると思ひなかつたことでありまして、裏に特別の事情があつたというよりなことはございません。

○加藤(清)委員 そうおつしやりたいでしょう。けれども、かつてこの方針がややゆらいだ折に、某国からジョン・ストンという人がいらしたはずでございます。来られて、パーティを五、六回おやりになりましたら、とたんに方針が變つたことを、私、記憶してゐるでございます。まことに遺憾な記憶であります。そういう記憶は、早く喪失したいと思つております。喪失するには、やはり現在行われておる方法を改められることが、一番よいと思ひますが、大蔵省は、よいとは思ひませんが、なおこの方法を続けようと思ひますか、それとも、近々のうちに改める用意がございますか、いかがでございますか。

といたしましては、今回、輸入部会の委員その他の増員もお願ひしたわけでありまして、本日を皮切りに、数回御会合願ひしまして、各方面から公正な意見をいただきまして、その結論を十分尊重重かように考へてゐるわけでありまして、

○加藤(清)委員 実績の中に、本数実績というのと、たゞいまあなたの御説明の配取実績というのがございますけれども、配取実績、これがまたくせ者なのです。しかも、この配取実績をとつておるといふことがやがて、先ほど申しました外貨流出防止と、全く矛盾した結果を生じているのでございます。この点、おそらくお気づきだろうと思ひますが、たゞえば配取が多い、つまり水揚げが多いと、来年の外貨割当がふえるといふことなんです。だれしもが、外貨割当は、より多くを望んでおる。より多く望むその希望の達成の基準が、上映した場合の水揚げが多いといふことになりまして、これは興行が目的ですから、従つて作品の選択標準というものが、必然的に興行的に不安のないもの、つまり水揚げの多いもの、こゝういふところに基準が置かれていくと思ひます。その結果、文化的意義というものが二の次、三の次になつてしまふ。このことは、やがて芸術的価値あるいは教育的価値というものが喪失されていくおそれが十分にある。その結果は、安易であるところの西部劇、あるいはギャング映画、あるいはエロティシズムの映画が国内にはならんす。このことは、やがて日本のフィルムにまでその影響を及ぼしておられます。日本のフィルムは、やはりさういふ映画のイミテーションであるか、あ

るいは相似形のもので作られており、この結果は、やがて青少年の悪化を増加させるのみならず、奥様にまでよろめき族を招来する結果と相なつておる。さうしておいて、学校教育が悪いからというので、道徳教育をやろうといつたつて、学校の道徳教育は、全国民が十回も講義を受ける映画館、これは二時間たっぷりある講義なんです、これによつて、はかなくも消え去つていくといふこの具体的事実を、あなた一体どう考へていらつしやいますか。興行で水揚げが多くなれば、やがて本國送還の金もふえれば、蓄積円もふえていく。これは外貨の流出を一そり助長させていく、こゝういふことに相なつておるのでございまして、これについて、一体直接の責任者としては、どう考へてございませうか。

○稻益説明員 割当の基準といたしまして、前年の割当本数のほかに、配取実績というものをに入れておるわけでありまして、これは、いろいろ見方もあろうかと思ひますが、お説のよりに、配給収入がよけい上るといふことは、あるいは場合によつて、俗っぽい映画だといふような御批判もあろうかと思ひますが、私どももいたしましては、一応割当の本数だけを実績としてやつていくといふこと以外に、やはり観衆が喜ぶような、よけいにつくような映画といふものが、そこに一つの基準として考へられるのじやないかといふことで、この基準を実はとつたわけでありまして、ただ、御説のような点もありまして、こゝういふ方式をとりました当初は、五対五でこれを見ておつたわけでありまして、その後、若干配給収入の見方が多過ぎるの

じやないかといふので、現在では七、三の割合で見るといふようなことにいたしましたわけでありまして、

○加藤(清)委員 具体的にあなたの方でやつていらつしやることは、私は知つてゐる。そのやつていらつしやるやり方ですな、配取に外貨の割当の増減をまかせるといふこの方針がいか悪いかといふことを、あなたはどうか思つていらつしやるかといふことを聞いておる。

○稻益説明員 先ほどからたびたび申し上げますように、いろいろな批判ができておると思ひますので、今回、連絡協議会の輸入部会に諮りまして、こゝういふ点の御意見を伺う。現在のところは、私どもは、やはりやむを得ない措置であると思つております。

○加藤(清)委員 大臣が、やむを得ぬ用事があるようでございますので、それではこの際、系統的にずつと聞いてきたかつたのですが、大臣のところ集約して質問をしたいと思ひます。先ほど来、私が質問いたしておりましたように、外貨は節約するべきだと思ひます。特に外貨事情のバランスの悪化が、やがて金融引き締めとなり、金融引き締めは、やがて中小企業の倒産となり、そのことは、やがて日本の産業各部門にわたつての操短、その結果は、いろいろな社会悪をここに出来しおるのでございます。祖国日本の復興に當つて、命の綱となるのは、何といつてもドルでありポンドである。そのものがどんでん流出されるような方式がとられることが、よろしいのか。あるいは、もし、さういふことがいけなるとするならば、通産大臣としては、どのような態度をとり、手を打たれよ

うとするのか、この点について伺いた

○前尾國務大臣 御承知のように、外貨を極力圧縮しなければならぬ、流出のないように努力しなければならぬといふことは、一貫した方針であります。その方針に従つて、常にわれわれも外貨予算に臨んでおるわけです。ただ、いろいろ通商協定とか、さういふような問題の場合におきまして、ある程度こちら輸入を促進しませんと、輸出ができないといふような問題があるわけでありまして、原則としては、極力外貨の流出しないようにならぬよう考へておりますが、場合によりまして、ウイスキーを入れなければならぬとか、わずかなことで大きな効果があるといふ場合におきましては、従来から、いろいろ例外は認めてきておるわけでありまして、

○加藤(清)委員 私も、大臣の意見と、全くこれまでは一致しておりました。今の答弁は、ごもつともだと思ひます。ところで、御承知の通り、アメリカと日本との貿易の帳じりを調べてみればおわかりの通り、年々歳々二億ドルの入超といふことに相なつておりました。もちろん、あなたのおつしやいましたように、イギリス、フランス等に向つては、貿易の帳じりを合せるために、バランス・シートを合せるために、買いたくないものも、ときには買わなければならぬといふことは、自分のホーム・グラウンドの毛織物で、身にしみて知つております。ところでアメリカは、年々歳々二億ドルの入超といふことが慢性的になつておる。その上、マグロ、陶器の関税値上げを手初めに、次から次へと日本商品に対する制

限の手が打たれてきておる。この制限を撤廃するという事は、自由党の党是の一つでもあり、と同時に、通産大臣が国会の当初において述べられた基本方針の一つでもあるわけであります。織維の方はリッパル、サッカー、エバー・グレースから別珍、コールテンに至るほとんどが、材料は向うのものでありながら、制限せられておる。それのみだと思つていたら、今日では手織物までいかれておる。洋傘から洋食器、おもちやに至るまで……。しかも、けちのつけようがおかしい。この絹は燃えるからいけませんとか、このおもちや、毒がついておるからいけません。とんでもない話です。燃えない絹が、歴史古しいえども、世界じゅう五千年の歴史の中にありましたら、承りたい。そういうけちまでつけられておきながら、なおかつフィルムに至つては、アメリカへ、アメリカへと、貴重な外貨が流出されるようになっておる。この施策というものが、果して正しい行き方であるか。あるいは、現在の状態に相マツチした行き方であるとお考えであるのか。もし、そうでないとするならば、これを改むるにやぶさかでないのか、その点を一つ聞いておきたい。

○前尾國務大臣 アメリカに対する貿易が、入超になつておりますことは、もうわれわれも、十分承知いたしておるわけでありませぬ。もちろんそのほか、特需なり貿易外の問題がございます。それらを入れると均衡しておるじゃないかというふうな議論をされる方もあります。しかし、私はまだ、なおかつ輸入が多いというふうにお考えしております。それにつきましては、極力

切りかえてバランスのとれないところを持つていつて、大体においてバランスのとれるような方向でいくという努力は、あくまでとつておるわけでありませぬ。

フィルムの問題につきましては、私、全然所管外であります。必ずしも私は、アメリカ映画がいいとは思つておりませぬ。また、極力アメリカ映画に對する外貨の出でいませぬことを押えるというところにつきましては、われわれも考へておるところであります。ただ、一挙に、アメリカ映画はいかぬというわけにも参らぬと思ひます。その点につきましては、大蔵省の當局も、いろいろと従来から苦勞はしておられると思ひます。さらに、ただいまのお話のように、今後の割当基準等につきましても再検討し、さらに、ただいま申し上げましたような方針で、いろいろ検討され、実施されるものというふうな期待しておるわけでありませぬ。その点につきましては、私個人として、今後努力をしていきたいと思います。

○加藤(清)委員 大臣に、最後にお尋ねしておきたいことがござります。大臣は、二億ドルの慢性的な入超を改革するために、市場転換をあえてやるというところを、本委員会の席上においても述べられておるのでござります。その言葉に間違いがあるかないか。それから、今、大臣のお言葉の中に、アメリカ映画が全部悪いわけじゃないというお話でしたが、それはその通りです。私も、アメリカ映画が全部いけないというのを言うておるのじゃない、いいものはいい。ところが、問題は、世界じゅうどこにも産出

するといふものがある。そのものの六〇%以上をアメリカに仰ぐといふことがいかに悪いかといふことを聞いています。そういう外貨の割当の仕方がいかに悪いかといふことです。しかも、それは、大蔵省としては、悪いから改めようと言つておる。そこで、あなたにお尋ねしたいことは、あなたとしては、そういうことに対して、一体どう考へていらつしやるか、こゝろ聞いています。

○前尾國務大臣 ただいま申し上げましたことは、そういう意味で申し上げたのであります。極力バランスするように切りかえていくという、私の従来から申し上げておりましたことは、何ら変更ありません。また、ただいまのような、どこからでも入るといふようなものでありますら、極力輸出の拡大に役立つような方向にそれを使うということも、これは当然のことです。先ほどの私の答弁は、その意味で申し上げたのであります。

○加藤(清)委員 次に、割当方式の件に戻りまして質問を続けたいと存じますが、先ほどの御説明の中に、グローバル方式といふものをとつたのだ。これはよいと思つてやつたのだ、よりよくしようと思つてやつたのだ、こういうことでもございまして、私は、こんでもないことを考へていらつしやるなどと思ふ。今の答弁は、実態を知らずに言つておるのならばいざ知らず、実態を知らずに言つておるのならば、こゝろ言わざるを得ないのではないか、こゝろ言わざるを得ないのではないか、なぜかならば、先ほどあなたも了解されたように、輸入がアメリカ映画が多過ぎるということと

同時に、それを扱う商社がほとんどアメリカ人である。日本人は、そのおかげで圧迫を受けておまして、今や死活問題にまでなつてきておるといふ、こゝろいふ状況なんですよ。その折に、あなたのとられたところのグローバル方式でございます、アメリカ映画を輸入するところの業者は、アメリカ映画も輸入できるし、あるいは非ドル地域の映画も輸入できる、こゝろいふことになつたわけですよ。ところが、日本の非ドル地域のみの映画を輸入しておる側から見ると、このもちつた外貨は、非ドル地域だけしか買えない。これがアメリカ映画も買えるといふことになつておれば、平等といふことになつておれば、やがて権限が伸びて、欧州映画も、どこもみな買える、こゝろいふことになります。欧州映画を買つておる方は、アメリカに手を伸ばすことはできぬ、こゝろいふことになつておる。これで平等といふことが言えますか。

その結果、どういふことになつたか、考へてごらんください。「素直な悪女」といふ映画があつたでしょう。これはフランス映画です。「人間と狼」といふ映画があつた。これはイタリヤ映画です。これは当然のことなら、非ドル地域の人を入れてしかるべきです。ところが、これは一体どうなつておるか、アメリカのメジャー系のインポーターが日本にこれを入れて、これでおかせいでおる、こゝろいふ関係になつておる。これで平等だといふことが言えますか。

○稻益説明員 私、先ほど申し上げた意味は、平等とかなんとかいふ意味ではないのであります。割当方式とし

て米、英、フランスといふふうな、国別に割当をいたしておりましたものを、外貨予算上のグローバルと非ドルといふふうに分けまして、従つて割当を受けた業者は、グローバルであれば、いずれの国からの映画でも買つてよろしい、こゝろいふふうになつたといふことを申し上げたのであります。

○加藤(清)委員 まことに異なことを聞くものだ。あなたは、前の割当方式がよろしくないといふことを是認していつたのだ。にもかかわらず、このグローバル方式は、その悪いといふのに、追い打ちをかけているじゃないですか。平等にならうと考へておる、そんなことは勝手だといふ考へ方ですか。日本の業者が、死活問題で苦しんでおる。それを見殺しにして、なおメジャー系を助けなければならぬ、そういう考へ方ですか。大蔵大臣は、月給は一体どこからもらつておるのです。どこの国からももらつておるのです。聞きたくありません。その結果、一体どういふことになつておるか。日本向けの欧州映画は、非ドル地域のインポーターとメジャー系のインポーターとが競争するものだから、ますます日本向け映画の欧州値段というものがせり上つておるのではありません。松尾通商局長さん、こゝろをきいておつてもいい。なぜかならば、あなたは今までも、商社の問題で常におつしやつた。商社の過当競争が、やがて日本向けの、購買するところの品物をせり上げていく結果になることは、日本にとつては非常に不利な問題であるといふことを、松尾局長は常におつしやつた。それを何とか修正することが、やがて貿易の帳じりのバランスを直す一つの

手だてであるのだとおっしゃっておられたのですが、今や、欧州は欧州だけ、あるいはアメリカはアメリカだけ、こりなってきたときには、欧州映画買付の業者は、非ドル地域の人たちだけだ。ところがアメリカ映画買付の人にのみ、欧州映画も買付ける権限を与えたのですから、ここでせり合いが行われることは当然でしょう。通産局長としては、そういうことを、よいことだとお考えでございませうか。

○松尾(泰)政府委員 私、映画のグローバルの内容は、よく承知をいたしましたので的確な答えはできないのでありますが、われわれ外貨予算制度上グローバルという場合があります。いわゆる全地域グローバルという場合と、非ドル地域グローバルという場合、二つのやり方があるわけでございます。そのグローバル制と過当競争という関連の問題であります。われわれといたしましては、個別にこまかい割当をせずに、できるだけ広範囲の割当をしておりまして、業者がその中で最も有利な買付をし、それを申請して参る、それを許可するという方法の方が、外貨の効率的な使用という点からいいますと、いいことだといふこと、そういう制度を漸次拡大して参つたのであります。世界の各国の為替管理制度の方向も、大体そういう方向に今向いておるようでございます。

○加藤(清)委員 あなたのおっしゃるグローバル方式ならば、それはけっこうです。ところが、このたび行われておりますこのグローバル方式は、一部の人はオールド権限を与える、一部の人は削減された、限られた権限しか与えられていない、こういうことなん

です。あなたは、そういう方式がいいとお思になるか。大蔵省に聞きたいことは、そういうことをなぜおやりになつたか。もしそうだとするならば、欧州映画を輸入する方へも、なぜグローバル方式をとられなかったのか、なぜ平等な権限を与えられなかったのか。海外市場において競争する場合に、さなきだに日本人の競争力が弱いといわれておる今日、日本人のみ制限を与え、外国人には勝手にふるまえるような方式を、なぜ与えられなければならないか、理由が承わりたい。それでも日本人なのか。

○稻益説明員 ちよつと私の説明に誤解があるようでありますが、非ドルと申しますのは、極力米因映画を少くしたいという意図のもとに、非ドルというものを組んでおるわけでございます。グローバルと申しますのは、いずれの国の映画でも買つてよいわけでありまして、御承知のように、結果は、ほとんどが米因映画が買われておるわけでありまして。

○加藤(清)委員 とんでもないことを言つておつちやいかぬ。あなたは頭がいいものだから、するりするりとこの場を言い抜けようとしておるが、そう言うておつたつて、ちゃんとかまえますよ。最後に落ち行く先は、わかっています。今御承知でございませうが、米因の映画産業というものは、不振なのですね。自動車産業、繊維産業、それから農業、すべてが不振なのです。生産の数量が、ずつと低下している。それをどうやってカバーするかというところが、彼らのウエートになつていく。米因は、自分のところのプロダク

ションから生ずるところの利潤ではやりきれないから、外国における利潤を重要視してきている。つまり、政策の問題だけでなくして、これを売買することによるところの利潤の追究に目を向けてきている。しかも相手方は、膨大な組織と巨大な資本をもつてやつているわけですから、そういうものが一緒に競争させられた日には、ものにたとえれば、同じ土俵の上で、三役と落下が一緒に相撲を取らされるのと同じです。相撲の世界は封建的であるといわれておるけれども、なお序の口と十両と幕内とは、別々に取るようにできておる。ましていわんや、日本の業界の保護、育成強化を目的とするところの本省は、何がゆえに——こちらの権限ですぞ、こちらの外貨ですぞ、アメリカの外貨ではないのだ。アメリカで印刷された債券かもしれないけれども、使用権はこちが握つておるドルなんです。それを与える場合に、なぜこういふ不平等な結果が生ずるような割当方式をとられたのか。その点に焦点をさして聞いておるのですから、その点をお答え願いたい。

○稲益説明員 メージャー系が割当が多いいという御意見であります。○加藤(清)委員 割当が多過ぎて、権限を一そう増加された、こういうことです。○稲益説明員 後段の点でございませうが、権限をとつちやいませう意味は、グローバルをとつたというところのお話であれば、先ほどから申し上げますように、米因映画のみを買ふような仕組みよりも、割り当てた外貨によつてヨーロッパ映画も買えるようにするといふことによつて、米因映画偏重をい

ささかでも是正したいという考えでやつておるわけでございます。それから第一段の、メージャー系に割当が多いじゃないかというお話は、本数を申し上げれば、おわかりになります。先ほど申し上げましたように、これは実績で一応参つたものでございませうから、かような結果になつておるということでありまして、この点についても、今回輸入部会で十分御審議をいたされたといふふうに考へております。

○加藤(清)委員 何でも輸入部会の方へ、輸入部会の方へとしわをお寄せになります。後ほど別途聞く用意もありませんし、そういう道も持っております。今日は、私はあなたの意見を聞いておる。もしあなたの意見が全然ない、全部輸入部会の方にまかせるといふことであれば、その答弁でもけっこうであります。大蔵省としては、今後何も言わない、全部輸入部会の答申に待つ、こういう方針でございますか。

○稲益説明員 正直のところ、三十三年度の方針につきましては、白紙の状態でございます。従いまして、今回輸入部会の御意見を拝聴いたしました。それを十分に尊重して、新しい方針を立てたい、かように考へております。○加藤(清)委員 外貨の実権を握つておる大蔵省が、無方針であるなどということは受け取れません。しかも、日本の各省のうちで、一番最高の権限をふるうのが、大蔵省なのです。その大蔵省が無方針だ、そういうばかな答弁を顔面通り受け取るほど、こちらもしろりとでございます。

そこで、引き続いて、グローバルの問題についての質問を続けますが、相手は、巨大な資本と、世界中にまたがるところの大きな組織を持つています。日本映画関係者は、まるで三役と幕下以下である。これを同じように競争させる。しかも、その材料たるや、日本の権利のあるところの外貨である。それを増量した上に、権限を与える。この結果は、欧州から日本に入らぬわゆる教育的な芸術的な映画を、一そう時代のよろめきに合つた映画に変えつた。と同時に、それをやむなく見せられる日本人は、ほんとうにいいものを選択するところの自由を奪われた結果になつておる。自分の見たい映画、つまり、日本人の生活環境、風俗、習慣、そういうものにはほんとうにマッチしたような映画、日本人の心のふるさとがほんとうに要求するところの映画、こういうものが、統計を見ますと、だんだん、だんだん少くなつておる。うそだと思ひになつたら、これ見たらよわかぬ。このことについては、まことに遺憾だと思ひますけれども、あなたの行われたところのグローバル方式というものは、営利主義だ。日本人の徳性がどうなるかと、日本の青少年がどうなるかと、そんなことは二の次なのです。その結果、識者のひんしゆくを買ふような映画が、次々と上映されなければならぬ結果に相なつてきております。こういう営利主義の手は、やがて興味本位となり、興味本位のはんらんは、先ほど申しましたように青少年の悪化、あるいはギャンブル化、なおまた輪をかけて日本映画の製作方針にまで、これが大きな影響を及ぼし、それはやがて太陽族がマンボとなり、ロカビリーと、こうなつてき

ておる。これは文部省がどんなにかけ
声をかけて、徳性が悪いの何のと言つ
たつて、何にもならぬ。そこで、あな
たに指導したいことは、このグロー
バルの方式を廃止する意思があるか
ないか。もし、廃止する意思がないとす
るならば、せめてドル地域と非ドル地
域の二本建にするだけの用意があるか
ないか。こういう問題について、せつ
かく文部省社会教育局長が来ておられ
ますので、日本の映画界に、道徳的に
見て芳ばしくないという映画がはら
んすることに、一体、どうお考
えておられますか。

○稲益説明員 グローバル方式をやめ
る意図はないか、というお話でござい
ますが、グローバル方式について、何
か誤解をしていらつしやるのじやない
かという気がするのであります。本
来、ドルでもポンドでも、いずれの國
の映画でも買つてよろしいというの
が、このグローバル方式であります。
役所の側から、ドル地域でなければい
かぬとか、非ドル地域でなければいか
ぬとか、やかましく言いますことは、先ほ
ど、通商局長からお話がありましたよ
うに、為替の非常に窮屈な、かたい為
替管理をやります時期におきまして
は、そういう方式はやむを得ないので
あります。ただ、だんだん自由化して参
りますと、こういうグローバル方式によ
る割当が、外貨の割当方式として一番
いいのじやないか、かように考えてお
るわけでありませぬ。普通のものにつ
いては、さうであるが、映画について
も、また同様な考えが至当である。実
はかように考えておるわけでありまし
て、私どもとしては、グローバル方式
はいい制度だと思つております。

○加藤(清)委員 それは、前提条件と
いうものを全然没却して考えれば、グ
ローバルが外貨割当においていいに違
いない。グローバルよりも、ほんとう
言つたら、むしろA.A.制にすべきだ
ところだ、アメリカにしても、イギリス
にしても、日本よりはるかに外貨事情
のよろしいと思われているところだ
え、なお制限が加えられており、自
國の業者の保護育成ということにつ
いては、一そう考えられておることは、
先ほど私が言つた通りです。何でも自
由でよろしいというならば、なぜアメ
リカは、日本の綿製品を禁止しなけれ
ばならないのか。なぜ絹製品にけちを
つけて、燃えるからなどと言わなけれ
ばならないのか。冗談言つちやいけま
せんよ。ふんだんに持つておる、ほと
んど世界中のドルを集めて、世界を支
配し得る能力を持つておるアメリカで
さえも、なお、自國の業者の保護育成
のためには、二億ドルの押し売りをお
えて押えても、それを回避しよう
とする日本の意思を押えても、日
本製品の輸入を禁止しているじやない
ですか。冗談じやありませんよ、何を
言つておるのですか。前提条件を没却
したところのそんな基本理念なら、そ
れは大学の講義です。今日の前提条件
において、あなたはお考えですか。

○稲益説明員 先ほどお答えしたつも
りでありませぬが、問題の根本は、や
りどういふ業者が割当を受けるかとい
うところにあるわけだ。メージャー系
が非常に多いということも、私が先ほ
ど申しましたさういふ前提のもとにお
いては、現在、結果として現われてお
りますのは、メージャー系と申して

も、ほとんど米國映画ですが、さうい
う結果が現われておるわけだ。た
だ、先ほどの先生の御質問が、グロ
ーバル方式そのものについての御質問だ
と思つたので、その点についてお答え
したわけだ。

○福田政府委員 ただいま御質問のこ
とでございませぬ、映画の青少年に与え
る影響につきまして、私ども、非常に
憂慮いたしておるものでございませ
ぬ、たとへば、おあげになりました暴
力映画、あるいは性典映画、あるいは
太陽族映画等の出現によりまして、日
本の青少年が悪影響を受けるというこ
とは、非常に憂慮さるべきものであり
まして、日本の青少年をさういふ種
類の映画から守ることが、必要でな
いかと考へるわけでありませぬ。しか
し、現状は、また現行法規のもとにお
きましては、さういふ面においては
検閲がございませぬ、あるいはまた必要
な各種の措置が、なかなか講じにくい
のであります。御承知のように、新映
倫が発足いたしました、昨年から映倫
の自主的な統制のもとに選定を行いま
して、極力青少年を悪い映画の影響か
ら守つていこうという趣旨でやつてお
りますけれども、これが興行面に参りま
すすと、いろいろな関係から、実際に青
少年に対する影響というものが、完全
に払拭できないというものが、現実に
ございませぬ。従つて、さういふ点も、今後
大いに是正いたさなければならませぬ
が、特に、新映倫がございましてから、
先ほど来問題になつておりましたところ
のメージャー系十社も、新映倫に対し
て協力いたしております。従つて、そ
ういふ意味におきまして、新映倫が、
自主的な統制によつて今後やる度合、

あるいはそのやり方によつては、多少
の効果はあげ得ると思ひます。しかし
ながら、根本におきまして、国内映
画につきましても、やはりさういふ
青少年に対する悪影響のある映画を製
作しないということが、一番根本だと
考へます。また輸入映画につきま
しては、大蔵省でもいろいろ御心配にな
つておきまして、たとへば、輸入部会等
におきまして、これは、検閲はできな
いと思ひますけれども、何らか自主
的な自衛方法がとり得ることが必要
じやないかと考へております。従つて、
今後、映画の内容につきましても、あ
まり青少年に悪影響のないような映画が
入つてくることを望ましくお考へして
ございませぬ。従つて、私どももいたしま
しては、教育的立場から考へます
ので、単なる娯楽本位の劇映画より
も、教育文化映画を今後入れてもら
たいということも、かねがね念願いた
しておるわけでございます。さうい
つた面につきましても、大蔵省とも、従
前からのいろいろ御相談を申し上げて
いる次第であります。

○田中(武)委員 関連。
先ほど来、加藤委員から、外國映画
の輸入の問題に關連し、あるいはその
外貨の割当、それが及ぼす社会的な影
響、さういふことについて、るる質問
が行われております。ただいま、文部
省の社会教育局長は、アメリカ映画の
青少年に及ぼす影響、その社会性につ
いては、よくないということをお認め
のようでありませぬ。従いまして、われ
われもさう考へておるし、また一般
に、さういふことが現在大きく批判せ
られております。さうなれば、貿易と
申しまして、一般の雑貨や日用品を

入れるのとは、映画は違ふと思ひま
す。さういふた社会性の問題、ことに
青少年に対する教育上の問題、さうい
う点を、大蔵省は貿易行政の指導面か
ら、さういふことを考へられていま
でやつておられたのかどうか。さうい
ふことを考へられた結果は、さうい
つた世論が高くなつてきてから、ど
ういうふうに改められておるか、その点を
お伺ひいたします。

○稲益説明員 映画の内容についてい
ろいろ批判がある点は、私どもも十分
考慮し、さういふいわけゆる社会教育的
な意味で悪い影響のある映画が入らな
いようにすることは、念願するわけ
であります。ただ、私どももいたしま
しては、外貨割当をする際に、一々映
画の内容を審査するといふところまで
は、実は参らないうわけでありませぬ。
従つて、何らかこれの補充措置をと
りたいところを考へました。た
だ、優秀映画に対してポナスを与え
ようといふことで、年間二回に分けま
して、輸入される映画のうちで、優秀映
画と思はれるものを各業者から出して
もらひまして、それを審査委員会にか
けて、審査委員会の委員の方々が判定
して、昨年はたまたま年間四本になつ
たのであります。従来は、八本だけ
特にポナスとして、優秀映画を輸入
した人には割当をあげるというよう
なことで、補充をして参つたというよ
うなことになつております。

○松尾(憲)政府委員 われわれの方の
所管している物資には、さういふ教育
上云々といふ関係のものは、あまりな
いのじやないかと思ひますが、たとへ
て申しますと、書籍類があるいはそれ

に關連するかと思つてあります。これについては、従来から自動承認制でやっておりますが、役所の方で内容を何らチェックする制度になつておりません。これは制度の建前から、やむを得ないわけでありまして。しかしながら、公序良俗に反する書籍類が入つてくるといふことでありますれば、これは為替管理の面ではなく、税関の關係から、当然税関においてチェックをされるだらう、こう思つたわけでありまして。ほかに、われわれの方では、あまり教育關係のものも実はございませんで、あまりそういうことの研究をしたことはいわゆるでございます。

○田中(武)委員 たいだいま大蔵省は、そういうことは念願をしておるが、直接そういうことを取り締まる権限もない。従つて、間接的であるが、いわゆる優秀映画に対してポーンナス制というのを考へておる、こういうことである。それから通産省の松尾局長は、通産省の通商局として、所管のもので社会性を持つものは書籍等であるが、そういうものについても、制度の建前から、十分そういう検閲というよりなことも行われていない、こういうことです。そうすると、これは制度の欠陥の問題も出てくると思つて。そこで、大蔵省にお伺いしたいのですが、念願することばかりですが、幾ら念願しておつても、念願だけでは、実効は上らないわけですね。そこで、ポーンナス制といつて、いい方にポーンナスを与えようと同時に、悪いものについては制限する、あるいは、次には割当をしないとかいふ罰則を設けるような措置は講ぜられないか、そういう点をお伺いいたしませんか。

○稻益説明員 悪い映画と申します意味がなんでありますか、公序良俗に反するとか、いろいろな点で税関で検閲をやつております。また先ほど文部省からお話がありましたように、映倫の方でも、いろいろそういう検閲をしておられるわけでありまして。それ以上に現在のところでは特別に、また私どもの審査委員会でも、よくないという映画に対して削除するといふよりなことは、考へておりません。

○田中(武)委員 先ほど来、加藤委員から、あなたは日本人か、どこから月給をもらつておられるかという質問もあり、あなたは頭がいいから、その場だけのがれようとしておられるという詰問もありました。まさにその通りだと思つて。あなた、日本人ならば、かつてやがたく言われていたアメリカの三S政策とか、四S政策とかいふことを御存じかどうか。それがどういふ意思を持つて行われたか御存じか。そういう観点から、外貨割当ないし、こういうた外国映画の輸入という点についても、日本国民の公僕たる公務員ならば、そのくらしのことを考へて仕事をしたいと思つて。そういうことはできない、考へ方がないと言つておるが、今後、そういうた考へ方の上に立つて、おかしなものを入れたり、日本の青少年に悪影響を及ぼすような、教育上由々しい映画を入れたならば、その罰として、次の外貨を割当することができないのか、あるいは外貨を削除することができないのか、はつきり言つてもらいたい。

○田中(武)委員 十分検討したいと思つております。

○稻益説明員 先ほど来申し上げましたように、いろいろ映画の輸入について、御批判が各方面から出ておられるわけでありまして。従つて、そういう問題は、全部この際輸入部会にお諮りして、各方面の御意見を伺つて決定して参りたい、かように考へておりますので、ただいまお話しした点も、十分私どもとして、議題としてあげたい、かように考へております。

○加藤(清)委員 たいだいま、ポーンナス制の問題が出ておりますが、私も、全く今の質問者と意見が一致してあります。そこで、私は、現在のポーンナス制を、より強化するところの意思があるかないか、あるいはその具体的方策を持つておられるのかいふことについて、お尋ねしたかったのですが、今の御答弁によりまして、目下のところは、ないようございまして。そこで、私が具体的に、この方法ではいかかかと思つておるものを出してみますから、今度は、あなたが批判する立場に立つて批判していただきたい。

このポーンナスと、それから輸出振興の立場をかね合せて考へますと、すでに輸出振興のことは、日本映画海外普及協会なるものがございまして、輸出振興をはかつておられるようございまして、私は、これは必要なことだと思つておる。その効果は、日本の文化の海外紹介にとどまらず、国際友好、文化交流、いいことばかりです。もつと

から考へてみますと、映画の輸出は、日本の風俗習慣の紹介であると同時に、日本商品のよい宣伝になると考へます。この点、通商局長はどう考へてございませうか。そこで、この外貨割当を行われる場合の割当基準として、輸出をしたから、その輸出の実績は、通産省では、すでにとられておる方式でございまして。こういう今のポーンナス制を、より強化する、そういう用意はあるのかいふこと。たとえば、日本の毛製品の輸入の権限は、毛製品を輸出した者のみにその実績によつて割り当てられる、こういう実績ならば、輸出振興になると思つて。こういう点どうか。時間がありませんが、これは松尾さんにもお尋ねしたいのでございまして。

次に、青少年教育に有効なフィルム、文部省、映倫等が推薦になつたものは、ポーンナスをつけておられることとございまして、この制度をもつともつと強化する意思はありやいなや。次に、なろうことならば、これは文部省にお尋ねしたいのでございまして、映倫でさえもよろめく時代でございまして。従つて、できるならば、教育關係者あるいは学識経験者等、日本の良識を代表するような人を選んで、それに、もちろんジャーナリスト、映画批評家もつけようではないか。そういう人を選んで、この人に採点をさせる。文部省も、勤務評定をつけることは、大へんお好きのようございまして。従つて、映画の内容に対する勤務評定をやる。そして、今、田中さんの言われましたように、よいものにはほろびを

つける、悪いものには罰則をつける。その罰則も、何も刑法的な罰則ではなくして、経済的な罰則、相手の経済家で、もうけ主義ですから、経済のみでくる罰則が一番痛いはずで、これを加味したところの割当方式といふものを作る用意があるかないか。ほんとうに道徳教育が必要であり、その道徳教育が、映画によつて破壊されているという事実を知つていらつしやる文部省ならば、これはいぢ早く賛成していただけることと思つて、まず文部省の方から御意見を承りたいのでございまして。

○福田政府委員 たいだいまの御意見でございまして、これにつきましては、現在、文部省で、教育映画の選定をやつております。これは日本で製作される、日本に輸入される映画の全部じやありませんけれども、そういうた意

味で、教育上価値ありとして選定したものにございまして、地方にこれを普及いたしまして、あるいは場合にによりましては、プリントを買い上げて回すといふようなものもございまして。そういうた積極的な奨励方策を講じておるが、たとえば輸入しますものについて、全部、これを今のような適当な機関にかけて選定するといふことは、望ましいことではありますけれども、検閲といふような問題も引き起さないと

も限りませんし、趣旨はつけようでありまして、そのやり方につきましても、非常にこれは注意を、また検討を要する問題があるかと思つて。従つて、私どもとしましては、先ほど来お話の出でおります、たとえば輸入部会等において、そういう権限はないの

ですけれども、何かそこらに適當な方策が考えられるかどうか、そういう点を、今後研究して参りたいと思ひます。ただ、現在やっておりますのは、大蔵省から、ワク外審査として御依頼のありましたものにつきましては、今申し上りな選定をやりまして、その価値判断をやつて大蔵省にこれを通報する、こういうふうなシステムを使つております。

○松尾(憲)政府委員 映画の輸出が、一般的な輸出振興に及ぼす効果の問題であります。これは、もう先生のお説の通り、日本の映画の輸出によりまして、日本の風俗、習慣等を知つてもらうのみならず、日本に対する近親感というふうなものを植えつける上におきましても、非常にいいことであり、これが一般的な輸出振興に大いに役立つということについては、私も完全に同感でございます。通産省は、映画を輸出産業として育成すべく、いろいろな努力をされていることも、先生、御存じの通りだと思つてございませぬ。最近、映画の輸出も、逐年増加をして参つておられます。私、今、宙でよく覚えておりませんが、年間にいたしますと、百五十万ドル前後の輸出になつて参つておられるのではないかと思つております。この映画輸出の振興のために、輸入の映画と結びつけてはどうか、こういう御説でございませぬが、今、大蔵省からも御説明がありましたように、ポナナス制として若干の輸入が認められておるのであります。この現在の程度より、なおよくするかどうかにつては、私、ここで意見を申し述べただけの知識もないのでございませぬが、輸出振興という点だけから考

ますと、できるだけこの輸入映画をリンクさせることによつて、輸出振興にしたいと思ひますが、これも、全般的にリンク制の採用ないし拡大ということにつきましては、国際的ないろいろな制約もあること、御存じの通りであります。これは、程度の問題だと思つております。これは、国際的に非難の起らぬ範囲におきまして、輸出振興のために、ある程度のポナナスをつけていただくことは、けつこうじやないかというふうにも思つております。

○稻益説明員 ただいまの邦画の輸出に對して、ポナナスとして外国映画の輸入を認める。現在、私も、先ほどちよつと触れましたように、輸出ポナナス制というもので、これを採用しております。これも、当初八本程度でありましたものを、現在、三十二年度では、十五本というように、かなり大きくして参つておられるわけでありませぬ。三十二年度で、外国映画の輸入が百八十五本あるわけでありませぬ。そのうち基本的な、先ほど米問題になりました割当が百六十六本で、優秀映画のポナナスとして四本、さらに日本映画の輸出に伴うポナナスとして十五本というように、私どもとしては、かなりな本数をポナナスとして計上しておられるつもりであります。なお、御趣旨に沿ひまして、こういう点も、いま一そう輸出なりあるいは優秀映画にポナナスをやる、あるいは、罰則というお話でありましたが、あまりよくない映画に對しては、次年度において削減するといふような点も、十分検討したいと思つております。

終りたいと思ひますが、百八十五本に對して、ポナナス制度が十五本というお話です。そのポナナス制の精神たるや、全く私も同感でございますが、これでは、そのポナナス制をとつては、精神を徹底させるには、不十分ではないか、もそつと数をふやすべきではないか。毛織物のように、全額を輸出実績に割り当てるというところがいいか悪いかは、それは今、通商局長の言われた通り、国際情勢その他を勘案しなければならぬことは、よくわかりませぬ。しかしながら、一割にも満たないものということになりませぬと、これはどうかと思われませぬ。小学校の優等生でございませぬ。文部省は一割以上お認めのようでございます。勤務評定の優秀は、二割程度お認めのようでございます。従ひまして、その綿の輸出、毛の輸出その他について、すでにCリンク制をとられていることをよく御存じの大蔵省としては、この点を十分ごしんじやく願ひたいと思ひます。

時間がないようですから、急ぐのでございませぬが、もう一つ、定額制買取契約の場合に、米國物が三万五千ドル、その他が三万ドル、これも改正の要ありと認めますが、これはいかに、次に、一体予算措置としてどうとられるか。これは時間がございませぬから、資料として提出願ひさればけっこうでございます。

を、おやりになつていらつしやるようですが、これではまことに微々たるもので、不十分だと思ひますので、できるだけジェットロ等とよく連携の上、ジェットロに二十億も余分に予算をついた今日、映画輸出が他の商品の輸出に寄与貢献するに堪がみ、善処されんことをここで要望したいのでございませぬ。

最後に、私がお願ひしたいことは、占領中の政策であるから、いけない。だから、憲法をも改正しようとしてこの政府としての映画は、おそれの輸入方式であるこの映画は、おそれく改めるにやぶさかでないと思ひます。従つて、至急にこの輸入方式、外貨割当方式を改められたらいいのでございませぬ。また、その内容に至つては、今日、小学校、中学校の義務教育にまゝで、道徳教育を一時間ずつ設ける、こういうことでございませぬが、ほんとうに道徳教育に最も大きな影響を及ぼしているのは、映画の内容であると思ひます。従つて、道徳教育が必要であるといふことを痛感されているならば、すべからずこの内容を検討されて、内容が一そう向上し、それが、やがて子弟教育に貢献すべく、格段の努力と抜本的な政策をここにとられんことを、文部省にも、通産、大蔵両官局に要望いたしますが、この返事は、一体色よい返事がいつごろいたいただけるでございませぬか。

います。この対外面につきましては、ジェットロにおきまして、従来もそうでありましたが、本年度におきまして、新しい法律として発足することになりますれば、この映画のいろいろな調査あるいは宣伝についても、もちろん努力をいたすと同時に、いろいろな、日本の映画自身の宣伝はございませぬけれども、日本の一般輸出品の宣伝映画を、かなり日本でもとりまして、海外で展示することになっております。これは、ひいて一般商品の宣伝を目的としておられるわけでございますが、やはり日本の映画技術というが、そういうものも日本の宣伝に貢献するのではないかと申すのであります。その他、映画そのものにつきましては、ニューヨーク等におきまして、展示会等を計画しておられます。映画の輸出につきましては、いろいろな面から、今後一段と努力をして参りたい、こう思ひます。

○福田政府委員 私の方の關係のことを、簡単に申し上げますが、ただいまのようなお考えは、非常に私も示唆に富んだお考えと存じます。文部省といたしましては、先ほどもちよつと触れましたが、優秀な、いい映画を、子供たちに積極的に見せるという方針を、従来からとつておりまして、三十三年度からは、予算も取りまして、そうして、特に小さい子供、小学校の子供等におきまして、一般の映画館を利用した早朝興行を開設して、それによつて、文部省の選定したもの、あるいは青少年に見せまして支障のないような映画に對しまして、極力近づけるという方針を考えております。また一方、映倫あるいは映画興行連合会等と協力をいたしまして、今後、二本

第一類第九号 商工委員會議録第二十七号 昭和三十三年四月四日

○加藤(清)委員 時間がありませんので、あと、まとめて二、三点御質問して

通産省としては、宣伝用、PR用のパンフレット一括買い上げということ

○松尾(憲)政府委員 それでは、私は私の關係だけ申し上げます。実は、映画の輸出につきましては、輸出産業としての育成につきまして、これは私たちが通商局ではございませぬが、企業局で、非常な努力をしておられるわけござ

三

立ての問題、いわゆる抱き合せ上映という問題を解決しなければならぬので、極力そういう面に努力して参りたいと思っております。従いまして、そういう青少年に対して、悪い映画から守る、あるいは悪い映画を青少年に見せないような方針を今後大いに努力したい、こういうふうに考えております。

○稲益説明員 お尋ねの定額制の問題であります。実は一ころは三万ドルで、一本やりできめておつたわけでありまして、ところが、昨年であります。輸入部会でいろいろ論議がございまして、米國映画は、どうしても三万ドルでは買にくいという話が出まして、そういう御意見を承りまして、実は米國映画を三万五千ドルというふうに変えたような、その後の情勢も私も十分検討いたしました。いま一度こういう問題も諮って研究したいと思っております。

○加藤(清)委員 それでは、蓄積円の問題についてお尋ねしたかったので、これは今日は留保いたします。

そこで、外國映画審議会のメンバーをふやす、しかもそこにはほとんど頼り切るといふ御答弁でございましたが、一体何人ふやされるか。しかもそれは一体どういふ人を用意されているのか。しかもこれは四月上旬に大体発表される予定と漏れ承わっております。この外貨割当の諸問題、このメンバー、何人にふやすか、一体だれだれの用意があるか、この点と、次に、映画の配給割当のみ大蔵省にあるようにございしますが、ほとんどのものが通産省に、その輸入の割当あるいは輸出奨励

昭和三十三年四月十日印刷

昭和三十三年四月十一日発行

策が行われているにもかかわらず、映画の配給だけが、大蔵省にあるという理由が、ちょっとわかりかねるのです。まあ、その理由は別として、もし大蔵省の方針がいつまでも改まらないということであれば、輸出輸入の関連の最も多い通産省にこの権限を与えられることが、総合的によいと考える。従って、私どもは、そういう決議案も、社会党としては出す用意を持っておりますが、この点について、大蔵省としては、どうお考えでございませうか。至急に直してどこに——どの省が管轄しようとも、よい方法であり、よいことが行われるというならば、私どもはやぶさかでないと思つて、私も批判が多過ぎる。従って、総合的にバランスのとれるようにするには、やはり通産省にこれを持つてこられる方が、より妥当な方策が生まれるのではないかと、かように思われますので、その管轄についてお尋ねいたします。

○稲益説明員 その前に、連絡協議会ですが、連絡協議会の委員は、昨年度までは、五名の方をお願いいたしておつたのでありますが、さらに五名を追加いたしました。十名で委員会を構成する。そのお名前につきましては、別途そちらに名簿を差し上げるようにいたしたいと思います。

それから、所管の問題でございますが、これは、実は貿易と貿易外というふうに分れておるわけでありまして、貿易外のうちでも、直接貿易に伴うものは通産大臣の所管である、それ以外ものは便宜大蔵大臣で一括して所管する。そういう関係で、実は映画の外貨割当問題が大蔵省の所管になっておる、こういう事情でございします。

○小平委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は来たる八日午前十時十五分より開会する予定であります。これにて散会いたします。午後一時二分散会

午後一時二分散会

〔参照〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局